

「豊中市立小・中学校府費負担教職員の永年勤続に対する感謝状贈呈の内規」

(主旨)

第1条 豊中市立小・中学校府費負担教職員（以下「教職員」という。）が定年退職又は特別退職する際、永年勤続に対する労をねぎらい、本市教育の貢献に対する感謝の意を表す。

(贈呈基準)

第2条 退職する年度の末日において、50歳以上で且つ教職員として勤続20年を満たした者。ただし、次に該当する者は除外する。

- (1) 教職員としてふさわしくない行為等のある者
 - (2) 平成8年度以前、豊中市教育委員会表彰規定第1条第3号により表彰された者
- 2 前項の「勤続20年」には休職・休養、育児休業、組合専従等、学校に勤務しなかった期間及び講師の期間を除く。
- 3 前第1項第1号の「ふさわしくない行為等のある者」とは、諭旨免職相当以上の処分を受けた者、過去5年間に停職処分を受けた者、過去3年間に減給処分を受けた者、過去2年間に戒告処分を受けた者を言う。

(対象者)

第3条 対象者は定年退職又は特別退職する者の内、第2条で規定する贈呈基準を満たす者とする。

(感謝状)

第4条 感謝状を贈呈する。

(実施日)

第5条 感謝状は当該教職員の退職後、速やかに贈呈する。

附 則

この内規は、平成9年6月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成16年3月31日から実施する。

附 則

この内規は、平成19年3月31日から実施する。